



# 鳥取県公報

平成 28 年 10 月 4 日 (火)  
第 8 8 3 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (607) (原子力安全対策課) . . . . . 2
	物品売払代金の収納事務の委託 (608) (文化政策課) . . . . . 2
	保安林の指定の解除予定 (609) (森林づくり推進課) . . . . . 2
	指定居宅介護支援事業者の指定 (610) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 2
	土地改良区の役員の退任 (611) (西部総合事務所農林局) . . . . . 2
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 3
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (〃) . . . . . 4
◇ 調達公告	落札者の決定 (3 件) (病院局総務課) . . . . . 5

# 告 示

## 鳥取県告示第607号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県原子力防災避難オペレーション支援システム構築・保守運用業務企画提案書評価委員会	原子力防災避難オペレーション支援システム構築・保守運用業務に係る受託者の選定に関する事項	平成28年10月4日から同年12月31日まで	原子力安全対策課

## 鳥取県告示第608号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、第60回鳥取県美術展覧会に係る図録の物品売払代金の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

委託の相手	委託期間
一般財団法人米子市文化財団	平成28年10月8日から同月17日まで
日南町	平成28年10月21日から同月30日まで
倉吉博物館協会	平成28年11月12日から同月28日まで

## 鳥取県告示第609号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年10月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡若桜町大字赤松字魚飛2181の17、2181の18
- 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 解除の理由  
指定理由の消滅

## 鳥取県告示第610号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年10月4日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
合同会社楽志	ケアプランセンター楽らく	米子市富益町63-50	平成28年10月1日

## 鳥取県告示第611号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山町名和土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年10月4日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所  
 理 事 荒 松 光 佳 西伯郡大山町門前90  
 平成28年9月16日退任

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成28年10月4日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

## 1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

## 2 開催の日時、場所等

## (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年11月6日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6人
平成28年11月14日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	"	"	"
平成28年11月28日 午後1時から午後 4時まで	"	"	"	"

## (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成28年11月1日 午前9時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
平成28年11月8日 午前9時から午後 3時まで	"	"	"	"
平成28年11月29日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレイ射撃場	"	"	3人

## 3 講習課目

## (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

- (2) 猟銃の射撃
  - ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
  - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
 

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地为管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料 12,300円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
  - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
  - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
  - (3) 技能講習通知書
- 7 その他
 

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地为管轄する警察署に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成28年10月4日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 講習の種別及び受講対象者
  - 経験者講習
 

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

    - (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
    - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成28年11月14日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目
  - (1) 講習時間 3時間
  - (2) 講習課目
    - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
    - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
 

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地为管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
  - (1) 講習受講手数料 3,000円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

- 6 携行品  
筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 4 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- |   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 1 | 工 事 名                | 鳥取県立中央病院建替整備工事（電気設備）   |
| 2 | 契 約 方 式              | 総合評価一般競争入札   |
| 3 | 落 札 日                | 平成 28 年 8 月 31 日   |
| 4 | 落札者の名称及び所在地          | 鳥取県立中央病院建替整備工事（電気設備）中電工・岡田電工・吉備総合電設<br>特定建設工事共同企業体<br>鳥取市西品治 816-1 |
| 5 | 落 札 金 額              | 4,298,400,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）                                  |
| 6 | 入 札 公 告 日            | 平成 28 年 7 月 1 日  |
| 7 | 落 札 方 式              | 総合評価落札方式   |
| 8 | 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室<br>鳥取市江津 730                                   |

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 4 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- |   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 工 事 名                | 鳥取県立中央病院建替整備工事（空調設備）                            |
| 2 | 契 約 方 式              | 総合評価一般競争入札                                      |
| 3 | 落 札 日                | 平成 28 年 9 月 9 日                                 |
| 4 | 落札者の名称及び所在地          | 新日空・大成設備・日新工業特定建設工事共同企業体<br>広島県広島市中区大手町二丁目 7-10 |
| 5 | 落 札 金 額              | 3,412,800,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）               |
| 6 | 入 札 公 告 日            | 平成 28 年 7 月 1 日                                 |
| 7 | 落 札 方 式              | 総合評価落札方式  |
| 8 | 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室<br>鳥取市江津 730                |

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 4 日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名       | 鳥取県立中央病院建替整備工事（衛生設備）                             |
| 2 | 契 約 方 式     | 総合評価一般競争入札                                       |
| 3 | 落 札 日       | 平成 28 年 8 月 31 日                                 |
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | 三晃空調・西日本環境・サンユー技研特定建設工事共同企業体<br>島根県松江市東本町四丁目 147 |

- 5 落札金額 2,300,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成28年7月1日
- 7 落札方式 総合評価落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局新病院建設推進室  
及び所在地 鳥取市江津730